



平成 30 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 東洋エンジニアリング株式会社
代表者名 取締役社長 永松 治夫
(コード：6330、東証一部)
問合せ先 広報・IR 部長 飯田 渉
(TEL 047-454-1113)

第三者割当による優先株式の発行、定款の一部変更 並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① インテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.（以下インテグラル Team 投資事業有限責任組合と Innovation Alpha Team L.P.を個別に又は総称して、「割当予定先」といいます。）との間で、引受契約書（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、第三者割当の方法により、割当予定先に総額 15,000 百万円の A 種優先株式を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）
- ② A 種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更を行うこと（以下「本定款変更」といいます。）
- ③ 本第三者割当に係る払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）
- ④ 平成 31 年 2 月 12 日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、本第三者割当、本定款変更、本資本金等の額の減少（但し、資本金の額の減少は除きます。）及び割当予定先が指名する者 1 名の当社の社外取締役への選任に係る各議案を付議すること

なお、本第三者割当は、本臨時株主総会において、上記の本第三者割当及び本定款変更に係る各議案の承認が得られること等を条件としており、本資本金等の額の減少及び上記社外取締役の選任は本第三者割当に係る払込みを条件としております。また、本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の上場は、引き続き維持されます。

I. 第三者割当による新株式の発行

1. A種優先株式募集の概要

(1)	払込期間	平成 31 年 2 月 13 日から平成 31 年 3 月 29 日
(2)	発行新株式数	20,270,300 株
(3)	発行価額	1 株につき 740 円
(4)	調達資金の額	15,000,022,000 円
(5)	募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により割り当てる。 インテグラル Team 投資事業有限責任組合 17,576,600 株 Innovation Alpha Team L.P. 2,693,700 株
(6)	その他	詳細は別紙 1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。 A種優先株式の発行は、本臨時株主総会において、本定款変更及び本第三者割当に係る各議案の承認が得られること、並びに金融商品取引法に基づく届出の効力発生及び本第三者割当に係る払込みに先立って必要とされるインドの競争当局の企業結合に関する届出許可等が得られることその他本引受契約に定める前提条件が満たされることを条件としております。

(注) 本第三者割当は、インドの競争当局の企業結合に関する届出許可等が得られること等を条件としておりますので、払込期間はかかる手続きに要する期間を考慮して設定しております。なお、当社の事業及び割当予定先の保有する事業ポートフォリオとの重複は無いため、本第三者割当は競争を阻害するものではないと考えており、インドの競争当局の企業結合に関する届出許可等が必要となることによる本第三者割当の実行可否に関する実質的な影響は無いものと考えております。

2. 本第三者割当の目的及び理由

(1) 本第三者割当の経緯・目的

当社は、平成 30 年 5 月 15 日付で公表した前期連結決算において、米国向けエチレン製造設備プロジェクトの更なる収支悪化により、前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は 268 億円となり、自己資本を毀損する結果となりました。工事要員の生産性の低下等に起因して工事進捗が当初の計画どおりに進まず工期を延長したことや、工事管理体制見直しによる追加コストの発生が収支悪化の主な理由であったため、当社は収支悪化の原因となった生産性の低下等を改善すべく、収支悪化を受けてから現在に至るまで、工事会社の見直し等を含む協議、連携を図りながら生産性向上へ取り組んでまいりました。米国向けエチレン製造設備プロジェクトについては、既に現

場工事はピークアウトし年内の完了が見込まれている他、今年度内の引渡しに向けて年明けから試運転に移行していく状況まで進捗しており、収支悪化の原因となった米国向けエチレン製造設備プロジェクトの完工へ向けた取組みを継続しております。当社としては米国向けエチレン製造設備プロジェクトを現行計画どおり完工し、EPC（注1）事業を黒字化することが最重要と認識しており、当社グループがステークホルダーからの信頼回復に向けて定めた再生計画に基づき、（1）米国向けエチレン製造設備プロジェクト対応、（2）事業構造の変革、（3）組織力の強化及び（4）財務基盤の強化を軸とした取組みを強化していく方針を掲げております。また、平成30年11月8日付「経営方針」と題する2019年3月期第2四半期決算説明会用の資料において開示しているとおり、各取組みについては着実に進捗しており、今後も継続して各取組みを強化していく予定です。他方では、従来から取組みを継続してきた受注管理強化及びグローバル業務連携・管理強化策等の浸透により、今期の受注高は3,000億円を見込むなど、同プロジェクト以外のビジネスは順調に推移しております。当社としては、米国向けエチレン製造設備プロジェクトを今年度内に完工し、今期のEPC事業の黒字化を達成することが最重要であるとの認識の下、ステークホルダーの皆様からの信頼回復に向け、引き続き取組みを強化していきたいと考えております。

一方で、米国向けエチレン製造設備プロジェクトによる収支悪化による自己資本の毀損により、顧客からの信用が低下することによる新規プロジェクト受注への影響をはじめとして、取引先や金融機関との安定的な関係を継続していくことへの不安材料となるリスクが懸念されております。当社としては、毀損した自己資本の回復が急務であると認識しており、本第三者割当による資金調達の実施により、喫緊の課題であった毀損した自己資本を回復させるとともに、再生計画のもと、全社一丸となり事業基盤の強化及び安定的な成長を目指していきたいと考えております。

このような状況下において、早期に毀損した自己資本を増強し、安定した経営基盤を再構築するにあたっては、当社の事業及び経営方針を理解いただける投資家に対する第三者割当の方法により資金調達を実施することが、当社の長期的な企業価値の維持・向上に資するものと判断し、本日開催の取締役会においてA種優先株式を発行することを決議いたしました。本第三者割当による資金調達の実施により、喫緊の課題であった毀損した自己資本を回復させ、再生計画を軸として全社一丸となり事業基盤の強化及び安定的な成長を目指してまいります。なお、本第三者割当により、自己資本比率は平成30年9月末時点の10.8%から約17%まで向上することとなり、当社としては今後の事業運営に必要な資本水準を確保できるものと考えております。

本第三者割当により調達する資金の具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、後記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」をご参照ください。

（注）1 プラント建設における主要業務である Engineering（設計）、Procurement（機

器調達)、Construction(建設工事)の総称。

(2) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社は、既存株主の利益に配慮しながらも、自己資本を厚くし金融機関取引安定化・信用補完を図ると共に、事業ポートフォリオの拡充、IoT活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進、研究開発・要素技術開発の推進、EPC 遂行業務の Digital Transformation(注2)の推進を含む ICT 投資(Information and Communication Technology)及び管理業務の改善・企業基盤強化等に充当するため、当社の企業価値の向上に資する資金調達手法であることを条件に、さまざまな手法を検討して参りましたが、その過程において一般の投資家を対象とする公募増資や株主割当等も検討いたしましたが、公募増資は当社の現在の業績動向に鑑み、また、株主割当は最終的な資金調達金額が不確実であることから、最適な資金調達手法とは言えないと判断いたしました。また、前述のとおり資金調達の目的が自己資本を厚くし金融機関取引安定化・信用補完を図ると共に、事業ポートフォリオの拡充、IoT活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進、研究開発・要素技術開発の推進、EPC 遂行業務の Digital Transformation の推進を含む ICT 投資及び管理業務の改善・企業基盤強化等に充当することによる、当社の企業価値の向上であることから、金融機関からの借入れや社債発行などによる調達は望ましくないと考え、資本性の資金を第三者から調達することが最適であると判断いたしました。さらに、普通株式による第三者割当増資の実施を想定した場合に想定される即時の株主構成の変化が安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、発行後直ちに株主構成に影響を及ぼすことが無いA種優先株式を、当社の経営方針及び今後の成長戦略に理解をいただいているインテグラル株式会社の関係会社が運営し、またインテグラル株式会社が投資助言を行う割当予定先に割り当てることといたしました。

(注) 2 デジタル技術による EPC 遂行業務の変革。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

払込金額の総額	15,000,022,000 円
発行諸費用の概算額	840,000,000 円
差引手取概算額	14,160,022,000 円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、登録免許税 105 百万円の他、デュー・ディリジェンス対応費用、引受人の反社会的勢力との関係のチェックを含む調査費用、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用、アドバイザー手数料を予定しております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

前記「2. 本第三者割当の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当によって、自己資本を厚くし金融機関取引安定化・信用補完を図ると共に、手取金については、事業ポートフォリオの拡充、IoT 活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進、研究開発・要素技術開発の推進、EPC 遂行業務の Digital Transformation の推進を含む ICT (Information and Communication Technology) 投資及び管理業務の改善・企業基盤強化のために有効に使用する予定です。なお、当該手取金の使途は、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の皆様の利益に資するものであると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。また、現在約 11%である自己資本比率が本第三者割当後には 17%程度となり、海外を含めた同業他社との比較においても見劣りしない水準となることに加え、上述した資金使途に対する必要金額という観点からも、本第三者割当による調達金額は十分なものであると考えております。

	金 額 (百万 円)	支出予定時期
① 事業ポートフォリオ拡充のための事業開発・投資	5,760	平成 31 年 4 月～平成 34 年 3 月
② IoT 活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進	900	平成 31 年 4 月～平成 34 年 3 月
③ 研究開発・要素技術開発の推進	2,100	平成 31 年 4 月～平成 34 年 3 月
④ EPC 遂行業務の Digital Transformation の推進	4,200	平成 31 年 4 月～平成 34 年 3 月
⑤ 管理業務改善・企業基盤強化	1,200	平成 31 年 4 月～平成 34 年 3 月

(注) 調達資金は実際に支出するまで銀行口座で管理いたします。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 事業ポートフォリオの拡充のための事業開発・投資

平成 29 年度省エネ大賞・経済産業大臣賞を受賞した省エネルギー型蒸留システム「SUPERHIDIC®」は、丸善石油化学株式会社に納入され、従来の蒸留塔に比べて 5 割を超える省エネルギー化を達成しておりますが、手取金をこの SUPERHIDIC®を国内外のマーケットに展開するための先行投資に活用します。また、再生可能エネルギー分

野、特に既に2件のEPC事業を受注・遂行中のバイオマス発電事業への投資、及び同事業のサプライ・チェーンへの取組みとしてバイオマス燃料の製造・販売事業に投資参加します。これらの取組みは、温室効果ガス削減に寄与するものです。また、資源開発等の石油・ガスの上流分野への取組みを強化し、EPC事業以外の安定的な収益源の確保に努めます。事業ポートフォリオ拡充推進のため、事業実施段階に至った案件から手取金を割り当てていく方針です。

② IoT活用によるプラントの運転・保全支援サービスの推進

当社は、尿素製造プロセスのライセンサーである強みを生かし、肥料プラントの運転・保全を遠隔操作し最適化するIoTシステムである“Digital Fertilizer”を開発し、インドネシアの尿素プラントに実装し、運用を開始しておりますが、手取金を、このDigital Fertilizerのインドネシアを含む海外での展開を加速させていきます。また、実績豊富なエチレン・プラント向けにも同様のIoTシステム(“Digital Ethylene”)を展開していきたいと考えています。これらの顧客の運転・保全の最適化に資するシステムの開発、運営、オペレーション・センター設置に必要な資金に手取金を充てることとしております。

③ 研究開発・要素技術開発の推進

近年の業績不振から、研究開発費用を節減してまいりましたが、手取金を活用して、尿素、メタノール等の製造に関する保有技術の改善、取組み強化中の医薬、原子力等の分野における要素技術の開発等を実施し、エンジニアリング企業に求められる技術力の改善・向上を図ります。

④ EPC遂行業務のDigital Transformationの推進

当社では、Digital Transformation of TOYO (DXoT) (注3) という旗印の下、ICT適用の拡大、AI(人工知能)の導入によるプロジェクト遂行業務の改善、効率化を目指しています。例えば、ICT活用により、E(設計)→P(調達)→C(工事)の段階的な業務フローを改善し、E・P・C各業務の同時並行的な遂行を可能とする業務エリアの範囲拡大を図り、業務の効率性向上を図ろうとしています。また、設計・解析等のDigital化は、プラントのプロセスや構成機器の性能等をデジタル空間で再現するデジタルツイン(注4)の実現につながり、シミュレーションによる性能の確認、効率性の改善が可能となります。プラントのデジタルツイン化は先進的な顧客のニーズになりつつあり、当社としても早急に対応していきます。工事現場における大量の資材管理を正確かつ効率的に行うためのシステムやドローンの活用による工事進捗の管理の効率化等もDXoTの対象です。このようなDXoTの推進に手取金を活用していきます。

(注) 3 プロジェクト遂行業務(EPC遂行業務)、間接部門の業務におけるICT、

AI 導入の加速化・範囲拡大を実施し、業務の効率化・精度向上、デジタルツインによる顧客ニーズへの対応力強化を目論む、当社再生計画における施策のひとつ。

- 4 現実の設備や機器の稼働状況を、あたかも双子の様に設計データ等によってコンピュータ上のデジタル空間に再現することから、デジタルに、双子を意味するツインを付けた名称が使われている。

⑤ 管理業務改善・企業基盤強化

RPA（ロボティクス・プロセス・オートメーション）（注5）等の新たな ICT システムの構築等によりノン・コア業務の削減を行い、ERP の改善によりプロジェクト収支のモニタリング強化を行います。またコンサルティング会社等の外部の知見や手法も活用しつつ、人事制度改革及び組織やコミュニケーションのあり方の見直しにより、働き甲斐のある企業文化を醸成し、当社グループ全体の活力・生産性の向上を図るために手取金を活用します。

（注）5 AI（人工知能）による業務自動化。AI の学習機能（機械学習）等を活用して、管理系やバックオフィスの業務を人からコンピュータに移し、間接部門の省力化、効率化を図るもの。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2） 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することが当社の企業価値の向上に資するものであり、本第三者割当は最終的に既存株主の皆様の利益に資するものであると考えており、本第三者割当の資金使途については合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

（1） 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

A種優先株式の払込金額は、割当予定先による当社グループに対するデュー・ディリジェンスの結果及び割当予定先との協議・交渉を経た上で、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日（平成 30 年 11 月 27 日。以下「基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「当社普通株式終値」といいます。）及びそれ以前の株価推移も参考に、当社取締役会において1株あたり 740 円と決議いたしました。当該金額は基準日における当社普通株式終値に対して 11.1%のディスカウント（小数点以下第二位切り捨て。以下、ディスカウントの計算において同様に計算しております。）となります。

また、基準日以前1ヶ月間（平成 30 年 10 月 29 日～平成 30 年 11 月 27 日）の終値

平均である 837 円（円未満切り捨て。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。）に対しては 11.5%のディスカウント、基準日以前 3 ヶ月間（平成 30 年 8 月 28 日～平成 30 年 11 月 27 日）の終値平均である 884 円に対しては 16.2%のディスカウント、基準日以前 6 ヶ月間（平成 30 年 5 月 28 日～平成 30 年 11 月 27 日）の終値平均である 830 円に対しては 10.8%のディスカウントとなります。

A 種優先株式の払込金額を検討するにあたっては、A 種優先株式の配当が当社普通株式と同順位かつ同額であること、払込期日より行使可能な当社普通株式 1 株を対価とする取得請求権が付されていること、取得条項が付されていないこと等の特性により、その経済条件が当社普通株式と近い性質を有していると考えられることから、基準日における当社普通株式終値及び株価推移を参照することに合理性があると判断いたしました。

なお、基準日における当社普通株式終値に対するディスカウントが 10%を超えていることに加え、客観的な市場価格のない種類株式の公正な価値の算定方法については様々な見解があり、A 種優先株式の払込金額は、会社法上、株式を引き受けるものに特に有利な金額に該当する可能性もあると考えられることから、A 種優先株式の発行については、本臨時株主総会において、会社法第 199 条第 2 項及び第 3 項に基づく特別決議による承認を得る予定であります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

A 種優先株式の普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合、最大で 20,270,300 株の普通株式が発行され、本第三者割当により発行される A 種優先株式の潜在的な議決権数を平成 30 年 9 月 30 日現在における当社の発行済株式数 38,558,507 株の議決権数で除した議決権の希薄化率は最大で 53.03%（小数点以下第三位四捨五入。以下、割合の計算において同様に計算しております。）となります。

一方で、前記「6. 割当予定先の選定理由等 (2) 割当予定先を選定した理由」に記載したとおり、当社が前記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達資金の具体的な用途」で記載した資金を得ることは、本第三者割当による自己資本の回復による信頼回復、事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものと考えており、中長期的には企業価値の向上に繋がるものであり、既存株主の皆様に対して希薄化は生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであると判断しております。

以上より、当社取締役会は、本第三者割当により、当社普通株式につき 1 株当たりの潜在的な議決権比率が希薄化するものの、その潜在的な希薄化の規模は合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①インテグラル Team 投資事業有限責任組合

(1)	名称	インテグラル Team 投資事業有限責任組合	
(2)	所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	
(3)	設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律	
(4)	組成目的	当社企業価値及び株式価値の向上を目指すことを目的として組成された。	
(5)	組成日	2018年11月7日	
(6)	出資の総額	13,200百万円	
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	Team 投資事業有限責任組合 99.85%	
(8)	業務執行組合員の概要	名称	インテグラル Team 株式会社
		所在地	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
		代表者の役職・氏名	代表取締役 長谷川 聡子
		事業内容	投資事業有限責任組合に係る資産の運用及び管理並びに運営
		資本金	500,000円
(9)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
		上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。

②Innovation Alpha Team L.P.

(1)	名称	Innovation Alpha Team L.P.
(2)	所在地	PO Box 309, Uglan House Grand Cayman, KY 1-1104 Cayman Islands
(3)	国内代理人の概要	該当事項はありません。
(4)	設立根拠等	ケイマン諸島免税リミテッド・パートナーシップ法に基づく Limited Partnership
(5)	組成目的	当社企業価値及び株式価値の向上を目指すことを目的として組成された。
(6)	組成日	2018年7月3日

(7)	出資の総額	2,060 百万円	
(8)	出資者・出資比率・出資者の概要	IAT L.P. 99.99%	
(9)	業務執行組合員の概要	名称	IAT Partners Ltd.
		所在地	PO Box 309, Ugland House Grand Cayman, KY 1-1104 Cayman Islands
		代表者の役職・氏名	Director John Cullinane
		事業内容	Limited Partnership に係る資産の運用及び管理並びに運営
		資本金	1 米ドル
(10)	上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
		上場会社と業務執行組合員との間の関係	特筆すべき資本関係・人的関係・取引はありません。
		上場会社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

(注) 当社は、割当予定先及び主な出資者（以下「割当予定先関係者」といいます。）が暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（住所：東京都港区虎ノ門三丁目7番12号）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該各割当予定先関係者並びに割当予定先であるインテグラル Team 投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるインテグラル Team 株式会社（住所：東京都千代田区丸の内二丁目1番1号）及び同じく割当予定先である Innovation Alpha Team L.P.の General Partner である IAT Partners Ltd.（住所：PO Box 309, Ugland House Grand Cayman, KY 1-1104 Cayman Islands）並びにそれらの関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、各割当予定先に実質的に出資している主な投資家についても、反社会的勢力とは一切関係がない旨割当予定先から報告を受けており、当社においてもその旨確認しております。上記のとおり、割当予定

先及び主な投資家が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

割当予定先であるインテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.に対して投資助言を行うインテグラル株式会社は日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社です。同社の社名である「インテグラル」とは、『積分、積み重ね』を意味し、投資先企業と信頼関係を構築し、持続的な企業価値の向上に資する施策を積み重ねていくという長期的視野に立ったエクイティ投資を行うことを理念としており、『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、投資先の事業方針を尊重して企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行うことを方針としております。また、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、投資先企業と共に投資先企業の長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指しております。

当社は、米国向けエチレン製造設備プロジェクトの収支悪化により毀損した自己資本の回復のため、平成 30 年 1 月頃より公募増資や株主割当を含めたさまざまな手法を検討してまいりましたが、当社の現在の業績状況及び最終的な資金調達金額の確実性に鑑み、第三者割当の方法による資金調達が最適であると判断し、当社の中長期的な株式価値、企業価値向上に向けた方針にご賛同いただける投資家を検討してまいりました。その中で、平成 30 年 3 月中旬にインテグラル株式会社から第三者割当による資本増強の提案があり、デュー・ディリジェンス及び当社の経営方針等への理解を深めていただくための協議を続けてまいりました。この結果、安定性の高い資本の調達、既存株主の皆様へ配慮した形での資金調達を望む当社のニーズを理解いただき、即時の株主構成の変化を引き起こさない議決権のない優先株式でありながら、優先配当や現金対価の取得請求権等の自己資本の減少要因となる条件が付されていない条件での優先株式による増資について合意に至ったことから、本第三者割当の実施が当社として企業価値の向上に資するものと判断し、インテグラル株式会社の関係会社が運営し、またインテグラル株式会社が投資助言を行うインテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.を割当予定先として選定しました。

本第三者割当により、インテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.は合わせて、A種優先株式 20,270,300 株を保有することになるため、A種優先株式が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合、大規模な希薄化が生じ、既存株主の経済的利益の低下や既存株主の議決権比率の低下が生じますが、当社としては本第三者割当は自己資本の回復による信頼回復、事業基盤の強化及び安定的な成長に寄与するものと考えており、中長期的には企業価値の向上に繋がるも

のであると判断しました。既存株主に対する希薄化が生じるものの、中長期的には企業価値の向上に資するものであり、インテグラル株式会社は当社の経営方針及び前記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」で記載の再生計画の方針等について賛同しており、かつ、本第三者割当後も当社の自主独立性を最大限尊重する予定であることから、同社の関係会社が運営し、またインテグラル株式会社が投資助言を行うインテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.が割当予定先として最も相応しい相手であると判断し、割当予定先として選定しました。

なお、インテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.が指定する者を非常勤社外取締役（1名）として選任する議案を本臨時株主総会において上程する予定です。

（3） 割当予定先の保有方針

A種優先株式に付与されている取得請求権の行使による当社普通株式への転換について、行使可能期間の制限は設けられておりませんが、「2. 本第三者割当の目的及び理由（2）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、インテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.は、即時の株主構成の変化が安定した事業運営や株価に与える影響を勘案し、A種優先株式の発行後直ちに株主構成に影響を及ぼさないよう配慮しながら、業績の安定及び成長に基づく当社企業価値の向上と株式価値の最大化を目指すことを目的にA種優先株式を保有する予定です。なお、当社は、各割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行されるA種優先株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

（4） 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

①インテグラル Team 投資事業有限責任組合

インテグラル Team 投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるインテグラル Team 株式会社により、同組合の投資事業有限責任組合契約の規定に基づき、同組合の有限責任組合員である Team 投資事業有限責任組合に対してキャピタルコールが行われると、Team 投資事業有限責任組合からインテグラル Team 投資事業有限責任組合の銀行口座に払込みがなされます。同組合の無限責任組合員であるインテグラル Team 株式会社は、Team 投資事業有限責任組合からの出資金をもって、本第三者割当の払込金を本第三者割当に係る払込取扱場所に払い込みます。

Team 投資事業有限責任組合は、主として適格機関投資家（国内大手銀行、信託銀

行、生命保険会社等)が有限責任組合員であるインテグラル3号投資事業有限責任組合、インテグラル株式会社及び無限責任組合員であるインテグラル Team 株式会社との間の投資事業有限責任組合契約に基づき構成されております。

当社は、インテグラル Team 投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるインテグラル Team 株式会社より、インテグラル Team 投資事業有限責任組合による本第三者割当の払込みに必要な資金について Team 投資事業有限責任組合から出資を受けられることが確実である旨口頭で報告を受けております。

②Innovation Alpha Team L.P.

Innovation Alpha Team L.P.の General Partner である IAT Partners Ltd.により、同 Limited Partnership の Limited Partnership Agreement の規定に基づき、同 Limited Partnership の LP 投資家である IAT L.P.に対してキャピタルコールが行われると、IAT L.P.から Innovation Alpha Team L.P.の銀行口座に払込みがなされます。同 Limited Partnership の General Partner である IAT Partners Ltd.は、IAT L.P.からの出資金をもって、本第三者割当の払込金を本第三者割当に係る払込取扱場所に払い込みます。

IAT L.P.は、海外大手投資家が LP 投資家である Innovation Alpha L.P.及び General Partner である IAT Partners Ltd.との間の Limited Partnership Agreement に基づき構成されております。

当社は、Innovation Alpha Team L.P.の General Partner である IAT Partners Ltd.より、Innovation Alpha Team L.P.による本第三者割当の払込みに必要な資金について IAT L.P.から出資を受けられることが確実である旨口頭で報告を受けております。

以上より、また各割当予定先の業務執行組合員の主たる出資者であるインテグラル株式会社の過去の投資実績からも、当社は、本第三者割当の払込みについて確実性があるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

A種優先株式による潜在株式数につきましては、本第三者割当後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておりません。

募集前（平成 30 年 9 月 30 日現在）	募集後
三井物産株式会社 22.70%	同左
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・三井化学株式会社退職給付信託口) 13.33%	
大成建設株式会社 2.59%	
エスエスピーティーシー クライアント オムニバス アカウ ント(常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部) 2.49%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 2.22%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 5) 1.32%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1.29%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 9) 1.26%	
株式会社三井住友銀行 1.22%	
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口 1) 0.97%	

(注) 上表における大株主及び持株比率は、平成 30 年 9 月 30 日現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) A種優先株式

募集前（平成 30 年 11 月 28 日現在）	募集後
該当なし	インテグラル Team 投資事業有限責任組合 86.71 %
	Innovation Alpha Team L.P. 13.29 %

8. 今後の見通し

本第三者割当により、当社の財務体質の安定化を図ります。なお、本第三者割当による業績の影響については、業績及びその他の要因等を含め精査中であり、業績予想の修正が必要と判断される場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記のとおり、本第三者割当により発行される全てのA種優先株式（20,270,300株）が取得請求権の行使により当社普通株式に転換された場合に発行される当社普通株式（20,270,300株）に係る議決権数は202,703個であり、平成30年9月30日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である382,255個に対する割合は53.03%となります。したがって、本第三者割当によるA種優先株式の発行に伴い25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続として本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることをA種優先株式の発行の条件としております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
完成工事高	299,813百万円	431,917百万円	335,697百万円
営業利益又は営業損失（△）	11,087百万円	△2,009百万円	△32,951百万円
経常利益又は経常損失（△）	3,873百万円	1,603百万円	△27,821百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,038百万円	1,472百万円	△26,846百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	15.85円	38.42円	△700.30円
1株当たり配当金	4.00円	10.00円	－円
1株当たり純資産	265.92円	1,337.40円	654.91円

（注） 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株を1株に併合しました。平成29年3月期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たりの各数値を算出しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 30 年 11 月 28 日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	38,558,507 株	100%
現時点の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近 3 年間の状況

	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
始値	315 円	294 円	280 円 □1,400 円
高値	357 円	364 円	290 円 □1,474 円
安値	225 円	268 円	255 円 □933 円
終値	293 円	279 円	282 円 □1,009 円

(注) □印は、株式併合（平成 29 年 10 月 1 日、5 株→1 株）による権利落後の株価を示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 30 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始値	845 円	760 円	723 円	963 円	900 円	901 円
高値	864 円	775 円	976 円	997 円	942 円	1,009 円
安値	737 円	681 円	700 円	810 円	810 円	756 円
終値	759 円	723 円	961 円	906 円	910 円	833 円

(注) 平成 30 年 11 月については、同年 11 月 27 日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 30 年 11 月 27 日
始値	812 円
高値	846 円
安値	806 円
終値	833 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「A種優先株式発行要項」をご参照ください。

II. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A種優先株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定を新設するものです。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙2「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

本定款変更議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議	平成 30 年 11 月 28 日
本臨時株主総会決議（予定）	平成 31 年 2 月 12 日
本定款変更の効力発生日（予定）	

III. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期の財務体質の改善及び分配可能額の計上を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、資本金の額及び資本準備金の額をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

なお、資本金の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とし、資本準備金の額の減少については、本臨時株主総会において必要な承認が得られること及び本第三者割当に係る払込みを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

7,500,011,000 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

11,368,886,000 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び 3 項並びに第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 本資本金等の額の減少の日程

資本金の額の減少に係る取締役会決議 資本準備金の額の減少議案に関する本臨時株主総会付議に係る取締役会決議	平成 30 年 11 月 28 日
債権者異議申述公告 (予定)	平成 31 年 12 月 7 日
債権者異議申述最終期日 (予定)	平成 31 年 1 月 7 日
本臨時株主総会決議 (予定)	平成 31 年 2 月 12 日
本資本金等の額の減少の効力発生日 (予定)	平成 31 年 3 月 29 日

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

A種優先株式発行要項

1. 株式の名称
東洋エンジニアリング株式会社A種優先株式（以下、「A種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
20,270,300 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 740 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 7,500,011,000 円（1 株につき、370 円）
資本準備金 7,500,011,000 円（1 株につき、370 円）
5. 払込金額の総額
15,000,022,000 円
6. 払込期間
平成 31 年 2 月 13 日から平成 31 年 3 月 29 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、全てのA種優先株式をインテグラル Team 投資事業有限責任組合及び Innovation Alpha Team L.P.に割り当てる。
8. 剰余金の配当
当社は、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という。）に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。
9. 残余財産の分配
 - (1) 優先分配金
当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株あたり、740円（但し、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を支払う。
 - (2) 非参加条項
A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

10. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

11. 株式の併合又は分割及び株式無償割当て

(1) 分割又は併合

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

12. 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して普通株式1株を交付する。

以上

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案				
第1章 総則	第1章 総則				
第1条 ～ (条文省略) 第5条	第1条 ～ (現行どおり) 第5条				
第2章 株式 (発行可能株式総数)	第2章 株式 (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)				
第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。 (新設)	第6条 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。 <u>(2) 当社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次のとおりとする。</u>				
	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 0 20px;"><u>普通株式</u></td> <td style="text-align: center; padding: 0 20px;"><u>1億株</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 0 20px;"><u>A種優先株式</u></td> <td style="text-align: center; padding: 0 20px;"><u>25百万株</u></td> </tr> </table>	<u>普通株式</u>	<u>1億株</u>	<u>A種優先株式</u>	<u>25百万株</u>
<u>普通株式</u>	<u>1億株</u>				
<u>A種優先株式</u>	<u>25百万株</u>				
第7条 ～ (条文省略) 第12条	第7条 ～ (現行どおり) 第12条				
(新設)	<u>第2章の2 A種優先株式</u> <u>(剰余金の配当)</u>				
	<u>第12条の2 当社は、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に対して剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下、「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下、「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、A種優先株式1株につき、普通株式1株当たりの配当額と同額の剰余金の配当を普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当と同順位にて行う。</u>				

<p>(新 設)</p>	<p><u>(残余財産の分配)</u></p> <p><u>第 12 条の 3</u></p> <p><u>(1) 優先分配金</u></p> <p><u>当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式 1 株あたり、740 円（但し、A種優先株式につき、株式の併合若しくは分割、株式無償割当て又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を支払う。</u></p> <p><u>(2) 非参加条項</u></p> <p><u>A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(議決権)</u></p> <p><u>第 12 条の 4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(株式の併合又は分割及び株式無償割当て)</u></p> <p><u>第 12 条の 5</u></p> <p><u>(1) 分割又は併合</u></p> <p><u>当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p><u>(2) 株式無償割当て</u></p> <p><u>当社は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u></p> <p><u>第 12 条の 6 A種優先株主は、いつでも、法令の定める範囲内において、当社に対し、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式</u></p>

<p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 ～ 第 19 条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 20 条 ～ 第 42 条</p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るA種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して普通株式 1 株を交付する。</u></p> <p>第 3 章 株主総会</p> <p>第 13 条 ～ 第 19 条</p> <p>(現行どおり)</p> <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 19 条の 2 第 13 条から第 19 条までの規定は、種類株主総会についてこれを準用する。</u></p> <p>第 20 条 ～ 第 42 条</p> <p>(現行どおり)</p>
--	--

以 上